

# 宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター・宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地・宮ヶ瀬湖カヌー場）の指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
------------	-------------------

## 1 宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会評価結果

### (1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 （愛甲郡清川村）	44	20	21	85

### (2) 評価の概要

- 委員会として、提案者は指定管理者候補として適切であると判断した。
- 評価できる点は、次のようなものがあつた。
  - ・ 申請団体が長年この施設の維持管理を行っていることは一定の評価が出来る。
  - ・ 自主企画イベントについて、効果的な集客が行えている。
  - ・ 就業規則について、入社して半年経つ前から年間20日の有給休暇を与えている点、65歳の定年を採用している点でよい規約となっている。
  - ・ 過去3年間に重大な事故または不祥事が発生していないことは評価できる。
- 今後への期待・要望としては次のようなものがあつた。
  - ・ 理事に実務レベルの方を入れて欲しい。
  - ・ 宮ヶ瀬に一日当たり6千人が来訪している。これは清川村の人口の倍の数である。その中で安全に対する対応をさらに深めていただければありがたい。
  - ・ 宮ヶ瀬で遊んだ子供が大きくなって次の世代を連れて遊びに来る、第二の故郷になるような仕組みを作ってほしい。

## 2 宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会評価結果に対する政策局意見

評価結果について

同意する ・ 同意しない

### 〈意見理由〉

宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

#### 【サービスの向上】

- 自主企画イベントについて、効果的な集客が行えている。
- 障がい者が安心して利用できる環境を整えるため、障がい者への理解を促進する研修の実施や、神奈川県手話言語条例の理念を理解した取組を適切に行っている。
- すべての項目で比較的良好な評価が得られている。

#### 【管理経費の節減等】

- 提案額の積算は適切になされている。

#### 【団体の業務遂行能力】

- 申請団体の財政的な能力について、高い評価が得られている。
- 就業規則について、入社して半年経つ前から年間20日の有給休暇を与えている点、65歳の定年を採用している点でよい規約となっている。
- 過去3年間に重大な事故または不祥事が発生していない。職員研修の実施など、事故・不祥事発生を事前に防止するための取組も適切に行っている。

## 外部評価委員会評価点の詳細について

施設名 宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター・宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地・宮ヶ瀬湖カヌー場）

大項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
			配点	公益財団法人 宮ヶ瀬ダム 周辺振興財団	
サービスの向上	○指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	○宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針 ○宮ヶ瀬の水質や周辺地域の自然環境の保全及び、周辺地域の活性化に向けた取組方針 ○将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。	5	4	
	○施設の特性を踏まえた維持管理	○やまなみセンター（別館含む）、集団施設地区及び鳥居原園地、カヌー場に係る清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務及び自然公園施設の植物管理等に関する実施方針 ○3施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方	5	4	
	○施設の特性を活かした利用促進のための企画と取組 ○現状分析・課題把握	○やまなみセンター（別館含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた企画・取組 ○宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組 ○カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握	20	16	
	○一体的な運営により可能となる利用促進のための企画・取組	○3施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組			
	○広報、PR活動 ○接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び			

		必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方			
I サービスの向上	○事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合及び安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 (利用者外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む) ○急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等) ○水難事故等の緊急事態発生時の対応や関係機関との連携についての考え方	10	8	
	○市町村、関係団体等との連携・交流等 ○地域活性化につながる集客促進 ○地域人材や地元企業の活用	○宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村、関係団体、事業者、その他周辺施設等との協力体制の構築及び連携・交流 ○ボランティア団体等の育成・連携 ○宮ヶ瀬湖周辺地域の更なる活性化につながる新たな集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組	15	12	
II 管理経費の節減等	○節減努力等	「提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 $\times 20$ 提案額 (積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)	20	20	
III 団体の業務遂行能力	○人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	
	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	5	
III	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関	5	4	

団 体 の 業 務 遂 行 能 力		する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）			
	○社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を行う際の環境配慮の状況</li> <li>○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針</li> <li>○神奈川県手話言語条例への対応</li> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための環境教育推進）の取組</li> </ul>			
	○事故・不祥事への対応	○申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	4	
	○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			
	○実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>○県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	4	
合 計			100	85	